

知 識 探 訪

多民族社会の横顔を読む
協力：日本マレーシア学会 (JAMS)

マレーシアの改宗問題の今

光成歩 (津田塾大学学芸学部講師)

イスラム教徒(ムスリム)と非ムスリムに異なる法律が適用されるマレーシアでは、改宗をどう扱うかが異なる法律間の調整の焦点となる。2018年のインディラ・ガンディー判決以来、一方当事者(片方の親)による子どものイスラム教改宗に関する裁判が続いている。この中で、裁判に自らも出廷して地元紙に顔写真入りで報道されてきたインディラ・ガンディー氏やロー・シューホン氏は、子の改宗を巡る社会的な議論のアイコンとなっている。

インディラ・ガンディー判決は、連邦裁判所(最高裁)が、一方当事者による子の改宗が違憲であるとの解釈を初めて示した歴史的判決である。しかし、判決を受けて表明された法改正はなされていない。

インディラ・ガンディー判決の後子ども改宗の運用が大きく変わっていないことを示したのが、ロー・シューホン氏の事案である。

ヒンズー教徒の男性と結婚したロー氏は、離婚手続き中の夫が3人の子どもを連れてイスラム教に改宗したことを知った。離婚成立時に夫は収監されており、ロー氏は子どもの親権を得たが、州の宗教局は改宗の取り消しを拒否してロー氏の親権の見直しを裁判所に申し立て、第一審の高等裁判所は子どもの改宗を「福祉の観点から」有効とする判決を下した。

控訴審はインディラ・ガンディー判決を踏襲して子どもの改宗の無効を認め、24年5月の連邦裁判所もこれを支持したことで、ロー氏は子をヒンズー教徒として育てることが可能になったものの、親の一方の同意がなくても子どもを改宗させることができる状況は変わっていないことが明らかになった。

23年3月、インディラ・ガンディー氏は、幼少期に親によって改宗した2人の原告らとともに一方当事者による子どもの改宗を認める複数の州の条例改正と、18年1月29日以降になされた全ての一方当事者による子どもの改宗を無効とすることを求めて訴訟を提起した。インディラ・ガンディー氏は、判決の後も元夫が連れ去った末娘(改宗が発覚した09年当時、生後11カ月)と再会できないまま、すでに15年が経過している。

幼少期、親によって改宗した当事者による訴訟に、24年5月に結審したDの裁判がある。匿名の37歳女

性Dは4歳のときにイスラム教に改宗した母とともに改宗したが、父の同意のない改宗だったこと、その後もヒンズー教を信仰してきたことを根拠として改宗の無効を訴えた。

Dはこれ以前にシャリア(イスラム法)裁判所に棄教認定を求める訴訟を起こし、8年間(13~21年)の手続きの末に訴えを棄却されていた。連邦裁判所は、改宗そのものが無効であってもムスリムの母親の庇護(ひご)下で生きてきたDは法律上ムスリムであると結論して訴えを棄却した。

ただし、21年には連邦裁判所においてムスリム男性と仏教徒女性の間生まれた非嫡出子の女性がムスリムでないことがインディラ・ガンディー判決をさかのぼって適用されたロスリザ判決が下っている。非嫡出子と無効な改宗とで出発点は異なるが、生活の形式や実態を判断材料とするかどうかで二つの判決にはズレがあり、その差をついた裁判はこの後も提起される余地があるだろう。

宗教によって適用される法律が異なる社会において、改宗は、共同体のくびきから解放されるための戦略的手段と捉えられる場合もあるが、マレーシアでは、選択の余地がないままそのような動きに巻き込まれる家族の問題として議論されてきた。

00年代にはもっぱら宗教と法律の壁によって子どもを奪われる母が焦点となってきたが、今般、改宗当時子どもだった人が声を上げ始めた。この動向はスージー・テオの改宗論争(1980年代)を経て変更されてきた未成年者の改宗を巡る制度が、改めて俎上(そじょう)にのぼる新しい機会となるかもしれない。

< 筆者紹介 >

2014年東京大学大学院総合文化研究科(地域文化研究専攻)修了。学術博士。専門はマレーシアの地域研究で、ムスリムと非ムスリムの家族法制度の関係を中心に脱植民地化期から現代にかけての法体制の研究を行っている。日本マレーシア学会(JAMS)理事。